

# 年末調整 還付金スケジュール & 振込時期早見表

 Money Forward クラウド

※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。  
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。  
※当資料は、2025年3月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

# 年末調整の全体スケジュール

会社の年末調整で還付金が支払われるまでの流れは、おおむね以下のスケジュールです。

時期	担当者	やること
10月下旬～11月	従業員	会社から「扶養控除等申告書」や「保険料控除申告書」などが配布されます。生命保険や地震保険に加入している場合は、保険会社から届く「控除証明書」を添付して提出します。
11月下旬～12月中旬	会社	会社は、従業員一人ひとりの1年間（1月～12月）の給与・賞与の総額と、申告された控除内容をもとに、本来納めるべき正確な所得税額（年調年税額）を計算します。
12月中旬～1月下旬	会社	毎月の給与から天引きされていた源泉徴収税額の合計と、確定した「年調年税額」を比較し、通常は12月分の給与支払い時に差額を精算します。多く払い過ぎていれば還付、足りなければ徴収となります。

## 還付金の振込時期

還付金の振込時期は会社の経理スケジュールによって異なりますが、主に以下のパターンがあります。

振込時期	振込方法	詳細
12月中	12月の給与と同時に振り込まれる	所得税法では、原則としてその年最後の給与を支払う際に年末調整を行うこととされています。多くの企業がこの規定に沿って12月給与で精算します。
	12月の賞与（ボーナス）と同時に振り込まれる	従業員の申告書提出が早く、会社の計算がスムーズに進んだ場合、12月の給与より先に支給される賞与で精算されることもあります。
1月下旬	1月の給与と同時に振り込まれる	年末の繁忙期を避けるという経理上の都合のほか、配偶者の所得確定を待つためという理由があります。例えば、配偶者の年収がパート収入などで変動する場合、配偶者控除が適用できるか正確に判断するには、12月末で年収が確定するのを待つ必要があるためです。

### 給与明細での確認方法

給与明細に「調整額」や「年末調整還付」などの項目で金額が記載されているか確認しましょう。

# 還付金額の計算方法

## 還付金の基本原則

還付金は「1年間に給与から天引きされた所得税（仮払い）」と「年末調整で確定した、その人が本当に納めるべき所得税（精算額）」との差額です。多く仮払いしていれば、その差額が戻ってきます。

$$\text{還付金額} = \text{源泉徴収された所得税の合計額} - \text{本来納めるべき所得税額}$$

## 還付金額が決まるまでの流れ

1. 年収から「給与所得控除」を差し引く
2. さらに「各種の所得控除」を差し引く
3. 残った金額に税率を掛けて所得税を計算する
4. 税額控除を差し引く（住宅ローン控除、配当控除、外国税額控除など）
5. 復興特別所得税・源泉徴収税額などを調整し、最終的な税額が確定する

この結果、毎月天引きされていた合計額より、確定した最終的な税額が少なければ、その差額が還付金となります。

## 還付ではなく追加徴収になるケース

---

年末調整は必ず還付されるとは限りません。以下のようなケースでは、逆に税金が追加で徴収されることがあります。

- **年の途中で扶養家族が減った**

結婚や就職などで扶養から外れた家族がいるにもかかわらず、会社に届け出ていなかった場合です。1年を通して扶養がいる前提で税金が計算されていたため、差額を納める必要があります。

- **配偶者の収入が想定より増えた**

配偶者の年収が103万円を超えるなど、申告していた配偶者控除や配偶者特別控除の条件から外れてしまった場合です。適用される控除額が減るため、その分の税金を追加で支払います。

- **2か所以上から給与をもらっている**

年末調整は1社でしか行えません。2か所以上の給与を合算して確定申告を行うと、所得が増えて税率が上がったり、源泉徴収額の合計が本来納めるべき税額に満たなかったりして、追加納税になることがあります。

## 【免責】

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。

※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。また当資料は、表紙下の記載日時点の内容となっております。最新の情報、実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。